



アスター

# 山原 治

税理士  
社会保険労務士  
行政書士

# 事務所

## 税経労務通信

編集発行人

税理士  
社会保険労務士  
行政書士  
**山原 治**  
〒910-0003  
福井市松本4-2-4  
加藤ビル2F  
TEL 0776(21)2470(代)  
FAX 0776(24)3311  
URL <http://www.yamahara-office.jp>  
E-mail [info@yamahara-office.jp](mailto:info@yamahara-office.jp)

10月

(神無月) OCTOBER

9日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

### ワンポイント 価格転嫁サポート窓口

原材料費やエネルギー価格、労務費などの上昇分を、中小企業等が発注側企業に適切に価格転嫁するための支援体制強化として中小企業庁が全国47都道府県の「よろず支援拠点」に7月新設した相談窓口。窓口では、価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援などのサポートを行っています。

## 10月の税務と労務

- 国 税／9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税／8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税／2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- 労 務／労災の年金受給者の定期報告 (7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務／労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

# 消費税インボイス制度スタート 売手側・買手側のチェック事項再確認



いよいよ10月となり、インボイス制度が始まりました。

そこで今回は、インボイス発行業者（売手側・買手側）として、スタート時に確認しておかなければならない事項を、国税庁の資料を参考に作成したチェックシート（次頁参照）に基づき、おさらいも兼ねて改めて見ていきたいと思います。

## 一 売手側の立場としてのチェック事項

(1) 取引ごとによいような書類を交付しているかの確認  
売上先からインボイスの交付を求められるかどうかについて、消費者や免税事業者、課税事業者でも2割特例や簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスを必要としません。  
また、インボイスは請求書や

領収書などの名称は問わず、書きや電子データでの交付も可能です。納品書、請求書、レシートや書きの領収書での交付であるかの確認も必要です。

(2) インボイス導入前より交付している書類等につき、どう見直せばインボイスとなるかの確認  
インボイスは登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。消費税額に1円未満の端数が生じた場合は、ひとつのインボイスにつき、税率ごと1回の端数処理を行います。したがって、記載されている個々の商品（項目）ごとに端数処理を行い、その合計額を記載することは認められません。

また、納品書と請求書など、相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能で

(3) 売上先との間での、登録番号やインボイスの交付方法の確認  
売上先との間で、登録番号の確認や、どの書類をもってインボイスとするか、交付方法等について認識を共有しておくことが考えられます。

(4) インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法の確認  
インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、複写式の控えなども認められます。売上税額の計算方法については、インボイス発行業者は、インボイスに記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」を選択することができます（ただし、その場合は仕入税額も積上げ計算が必要です）。

(5) インボイス導入後における価格の見直しの検討  
インボイス導入前に免税事業者であった方がインボイス発行業者になると、課税事業者として消費税の納税義務が生じます。したがって、この消費税分

の金額について価格に転嫁することができなければ、手取金額が減ることになってしまうので検討が必要です。

## 二 買手側の立場としてのチェック事項

(1) 2割特例や簡易課税制度の適用の検討  
大まかに説明すると、2割特例とは、売上税額の2割を納付額とする方法であり、簡易課税制度は、業種ごとに定められたみなし仕入率を用いて納付額を算出する方法です。したがって、仕入税額を集計する必要がないため、インボイスの保存は不要となります。ただし、簡易課税制度の適用を受ける場合は、2割特例とは違い事前の届出が必要となるのでご注意ください。

(2) インボイスの受け取りが必ず必要な取引かどうかの確認  
継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。ただし、3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などイン

【インボイス制度の確認チェックシート】

1 売手側の立場としての確認	<input checked="" type="checkbox"/>
(1) 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認をしましたか	<input type="checkbox"/>
(2) 導入前より交付している書類等につき、どう見直せばインボイスとなるか確認をしましたか	<input type="checkbox"/>
(3) 売上先との間で、登録番号やインボイスの交付方法について確認をしましたか	<input type="checkbox"/>
(4) インボイスの写し（控）の保存方法や売上税額の計算方法の確認をしましたか	<input type="checkbox"/>
(5) 導入後における価格の見直しについて検討をしましたか	<input type="checkbox"/>
2 買手側の立場としての確認	<input checked="" type="checkbox"/>
(1) 2割特例や簡易課税制度を適用するか検討をしましたか	<input type="checkbox"/>
(2) インボイスの受け取りが必要な取引かどうかの確認をしましたか	<input type="checkbox"/>
(3) 仕入先から受け取る請求書等がインボイスの記載事項を満たしているかの確認をしましたか	<input type="checkbox"/>
(4) 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討をしましたか	<input type="checkbox"/>
(5) 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法の確認をしましたか	<input type="checkbox"/>

ボイスの保存が不要となる特例があります。  
また、基準期間における課税売上高が1億円以下などの事業

者は、令和11年9月30日まで1万円未満の取引について、帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられるため、インボイスの保

存が不要となります。  
(3) 仕入先から受け取る請求書等がインボイスの記載事項を満たしているかの確認  
買手側の立場として、仕入先がインボイス発行事業者であるか確認が必要となります。また、売手側の立場で述べたように、仕入先のどの書類をもってインボイスとするか、交付方法等について認識を共有しておくことが考えられます。  
更に、仕入先がもともと免税事業者であった場合は、価格の見直しについて交渉を求められることもあるでしょう。  
(4) 受け取った請求書等の保存・管理における検討  
仕入先から受け取った請求書等については、登録番号の有無など、インボイスの要件を満たしているものか、そうでないものかを区分して管理できるようにしておく必要があります。  
原則課税の場合、インボイス制度の導入後は、免税事業者等、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができます。た

だし、令和8年9月30日までの3年間は仕入税額の80%、その後令和11年9月30日までの3年間は50%を控除できる経過措置が設けられています。この経過措置の適用に当たっては、従前の区分記載請求書の保存が必要となりますので、ご注意ください。  
(5) 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法の確認  
インボイス制度の導入後も、基本的には帳簿の記載事項は変わりません。ただし、前述のインボイス保存不要の特例や、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合には、その旨の記載が必要となります。また、仕入税額の計算方法についても、売上税額同様積上げ計算を選択することができますが、売上税額を積上げ計算した場合は、仕入税額も積上げ計算が必須となりますので、ご注意ください。

【参考資料】  
国税庁  
「インボイス制度の基本的な事前準備の項目チェックシート」



# 税金クイズ

第二次世界大戦中の昭和17(1942)年から戦後の昭和21(1946)年までの約4年間、電気またはガスの使用料金に対して電気瓦斯税という税金が課税されていました。この税金の課税対象とされていなかったものは次のうちどれでしょうか？

- ① 工場で使用されたもの
- ② 野球場で使用されたもの
- ③ 住宅で自家発電したもの

## 【解説】

電気瓦斯税は、昭和17年に創設された税金で、電気またはガスの使用料金に対して10%の税率で課税されました。戦費調達と消費の抑制を目的として、住宅や娯楽などに用いる施設（旅館や野球場など）は課税対象となっていました。戦時中でも

あり、工場や農業作業所といった生産施設や鉄道をはじめとした公共施設など、生産力を支える施設については、その負担を軽減するため非課税となっていました。

なお、個人や企業などが自家発電を行っていた場合にも、発電量1キロワットごとに年間12円の税金が課税されました。

電気は明治時代から大正時代に各地で整備され、当初は民間企業がそれぞれ営業を行っていました。激しい競争の末、昭和初期頃には東京電灯、宇治川電気などの巨大電力企業が全国の電力発電の大半を占めるようになりました。その後戦時色が強まってくると昭和13年に電力管理法の施行など電力統制が行われて、電力は徐々に国家が管理するようになりました。

電気瓦斯税は昭和21年に廃止され、国税としてはわずか数年しかありませんでした。

正解は、①工場で使用されたものでした。

(出典：税務大学校税務情報センター)

## KEY WORD 野球のシーズンチケット と課税仕入

取引先の接待を目的として野球のシーズンチケット(シーズン予約席料)を確保する場合、この費用は、主催者と予約者の間の契約に基づくシーズン中における野球観戦を目的とした席料であるとともに、野球を観戦させるという役務の提供の対価と考えられることから、課税仕入れとなります。

なお、シーズン予約者には試合ごとの入場券が交付されますが、この入場券はシーズン予約者であることを証する一種の整理券と考えるのが妥当であり物品切手には該当しません。

また、課税仕入れの時期は、現実に役務の提供を受ける日、つまり観戦をする日ですが、交際費等の損金算入時期(中途解約はできないため、接待等のあった日として交際費等に直接関連する行為のあった開幕日)に課税仕入れがあったとしても差し支えないこととされています。

## 優良電子帳簿と軽減措置

優良電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置は、単に会計システムが優良電子帳簿の要件を満たしているのみでは適用できないことに留意が必要です。

この軽減措置が対象とする帳簿は、所得税法上の青色申告者又は法人税法上の青色申告法人が保存しなければならぬこととされる帳簿のうち、法定される補助簿等の全てを指すことを

意図して規定されており、これらの帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存が優良電子帳簿の要件を満たしている必要があります。

例えば、普段使用している会計ソフトは優良電子帳簿の要件を満たしていても、固定資産台帳が優良電子帳簿でない場合には、この軽減措置は適用されな